

現代巨大企業における「専門経営者」の意思決定

植 田 眞 弘

<目 次>

- I はじめに——課題の設定——
- II 「経営者支配」論の検討
- III 「所有者 = 株主支配」論の検討
- IV 「資本」および「資本家」概念の再吟味
- V 株式会社形態の導入による変容
- VI む す び

I は じ め に —— 課 題 の 設 定 ——

第Ⅱ次大戦後の日本経済の「高度成長」は、18世紀の後半から19世紀の初めにかけての「産業革命」以降の資本主義の世界史的発展のなかで、他のどの国のどの時期にも比較するものがないほどの、資本主義経済のもとでの長期的で「安定的」な経済成長であったといえよう。そして、その特徴としては、重化学工業を中心として短い周期で固定資本を更新する、いわゆるスクラップ・アンド・ビルトを繰り返しながら極めて急速に生産力を増大させていった点と、その半面としての、四大公害裁判に象徴される、他の先進資本主義国と同レベルの技術体系を採用しながらも、利潤に結びつかないコストを一切切り捨てて強引に資本蓄積を敢行していった点が指摘できるだろう。

このような「高度成長」を可能にした諸要因を明らかにするためには、戦後の世界経済体制と、その中に占める日本の位置、役割を政治的および経済的に実証分析することが不可欠であり、すでに我々はこの問題に関する豊富な研究成果を持っている。アメリカのドルと核の傘による庇護が、日本経済の「高度成長」をいかに支えてきたかを政治、経済の双方の視角から実証していく、といった研究が一つの代表的な例といってよいだろう。また、「日本的経営」、つまり日本的な労資関係のあり方と「高度成長」の連関を明確にした研究も数多く存在している。企業別組合という日本独

自の労働組合のあり方と終身雇用制を背後にもつ、日本の勤労者の企業にたいする帰属意識の異常なまでの高さを「高度成長」と結びつけた研究がこの例としてあげられよう。さらに、いわゆる国家独占資本主義体制のもとにおける国家の財政・金融政策が有効需要の創出をつうじて高い成長率を可能にしたと説く議論もある。

上述したような分析は、「高度成長」論として有効なものであり、今後もより具体化され精緻化されていかなければならないが、いずれも、世界市場の構造、労資関係、国家の役割といった「高度成長」の直接的な担い手であった企業を取り巻いている環境の方に分析のウエイトが集中しがちで、企業の内部に立ち入った研究は相対的に軽視される傾向は否めない。企業を取り巻く環境と企業自体の内部の変化は相互に規定し合うものであり、決して切り離して考察することはできないが、企業の内部に今一步立ち入って、その「所有、経営・支配」関係に焦点をあてて戦後の日本経済の「高度成長」の要因を究明する、という方法も不可欠であると思われる。

日本の企業、特に巨大株式会社の「所有、経営・支配」関係を考察するうえで、注目しておかなければならないのは、それら巨大株式会社の株式の所有構造の日本的特質である。周知のように、日本の株式所有比率でみた個人株主の割合は1950年には過半数(約60%)を占めていたのにたいし、1980年には30%を下回る水準にまで低下し、この傾向は今日もなお継続している。また「財閥解体」以降、個人大株主も一部の同族系企業を除いて大幅な減少傾向を示している。他方、株式所有は産業企業や銀行、保険会社といった法人、金融機関に集中し、しかもそれら法人、機関が企業集団を形成し、株式を相互に持合うといった構造が定着している。

この株式所有比率からみた個人持株比率の極端な低水準と、個人大株主の減少に端的に示されるように、所有者＝株主の企業にたいする影響力が薄れ、それに替って所有から相対的に距離を置きたいいわゆる「専門経営者」の支配力が強まり、彼らが「高度成長」期の強蓄積、言い換えれば「純粋」な利潤追求の実際的な指揮官であったことが考えられる。また、「高度成長」期から「安定成長」期への転換の引き金となった2度の「石油危機」を他の先進資本主義国と較べて順調に乗り切り、経済過程の良好なパフォーマンスを実現したことも同様に「専門経営者」に負うところが大きかったと考えられる。それでは、なぜ、「高度成長」期の強蓄積、「石油危機」以降の「減量経営」の徹底といった、資本の運動を「合理的」に追求するという役割を、別言すれば純粋の利潤追求を、所有から相対的に距離を置いている「専門経営者」が担ったのか、あるいは何が「専門経営者」にそのような意思を持たせるのか、といった問題は解明しなければならない。このような問題が、戦後の日本経済の良好なパフォーマンスの原因の1つを、その実際的な担い手である企業の「所有、経営・支配」関係に焦点を当てて考察するという方法から当然生じてくると言ってよいだろう。

II 「経営者支配」論の検討

株式会社制度の確立とそのもとにおける企業規模の拡大という事実を背景に提唱されてきた「経営者支配」論には、大別して二つの潮流がある。その一つは、バーリー＝ミーンズおよびその後継者たちによって主張されている「所有なき支配」論であり、他の一つは、近年、奥村宏氏が展開されている「法人所有に基づいた経営者支配」論である。以下では、これら二説の内容を紹介しつつその問題点を指摘してみたい。

まずはじめに「経営者支配」論の創始者とも言うべきバーリー＝ミーンズの主張を彼らの主著『近代株式会社と私有財産』(A. A. Berle, Jr. and G. C. Means, *The Modern Corporation and Private Property*, New York, Macmillan, 1932, 北島忠雄訳, 文雅堂銀行研究社, 1958年)によって整理しておく。彼らはまず株式会社の巨大化とそのもとへの経済的諸力の集中を事実として提出し、同時に、株主数の増大と大株主の持株比率の低下をつうじて株式所有の分散を説明している。その際、彼らは株式所有の分散の進展の程度に応じて、支配の型を、「完全所有支配」、「過半数所有支配」、「法的手段による支配」、「少数所有支配」、「経営者支配」の5つに分類し、彼らが分析の対象とした非金融会社200社のほぼ44%が、株式所有を根拠としない経営者による支配(所有なき支配)の段階に達していると結論した。さらに、このことによって利潤の追求を第一義とする「私的会社」(private corporation)中心の社会から、私的所有から距離を置くことによって利潤追求だけでなく、より広い視野を持つこととなった経営者によって支配される「準公的会社」(quasi-public corporation)中心の社会へと移行しつつあると主張する。これが彼らの言う「株式会社革命」の内容である。

以上の要約からも理解できるように、彼らは、「経営者による支配」の根拠を、企業規模の増大に伴う株式所有の分散化、個人大株主の持株比率の低下をつうじて、株式所有が企業支配に直結しなくなった、という論理で説明している。確かに、株式所有の分散化、個人大株主の持株比率の低下といった現象は、企業規模の増大につれて事実として検出できることであるが、このことから、所有者＝株主の企業にたいする支配力の相対的低下は言えても、ただちに経営者の自立、すなわち、「経営者支配」が実現していると結論するのは無理であろう。もっとも、彼らは所有者＝株主の支配力の相対的低下を、所有者＝株主が従来持っていた経営者の任免権の喪失まで含んで規定することによって、「経営者支配」を根拠付けている。そして、この任免権の喪失によって株主は経営者の意思決定にたいして何ら規制力を持ちえなくなり、その結果、場合によっては所有者＝株主の利害と相反すると言ってもよい「より広い視野」に立って行動する経営者による企業支配を許すことになる、という先の彼らの主張に結び付けられてくる。

しかし、経営者による独裁を許しつつ、それでもなお、その企業の株式を所有している株主が存在するとは考えにくいし、また数 % あるいはそれ以下の株式所有比率であろうとも、支配の意思を持っている株主が存在していると仮定すれば、パーリ＝ミーンズのこの点に関する議論は成立しない。さらに、利潤動機を超えて、「より広い視野」に立って企業経営を行っている経営者が現実存在しているというのも、事実認識として大いに疑問が残るところである。経営者が自分の後継者を自ら選ぶことができるほどに自立化しているという現象を、所有者＝株主の任免権の喪失と認識するのではなく、我々は以下のように把握すべきである。すなわち、所有者＝株主の私的所有に基づく致富欲に究極的に規定されつつも企業という組織は、利潤を追求することを至上命令として与えられる「資本」としての性格を本来的に備えている。そして経営者は、株式所有の分散化による所有者＝株主の支配力の弱まりを背景にして、個々の私的所有者の個別的利害から離れて企業という組織の本来的目的である利潤の追求を「純粹」に遂行できるようになった。つまり経営者が資本の運動を「合理的」に追求できるからこそ、経営者による自治、「経営者支配」が可能になった、と考えるべきであろう。パーリ＝ミーンズや彼らの後継者達は、株主の私的所有者としての致富欲のみで企業が利潤を追求する根拠を把握していたため、株式所有の分散化、株主の支配力の弱体化を性急に「経営者革命」といった承服しえない結論に結び付けてしまったと言っただろう。⁽¹⁾

次に、奥村宏氏が近年『法人資本主義』（御茶の水書房、1984年）その他の一連の著書で展開されている「法人所有に基づいた経営者支配」論を紹介し、検討してみたい。パーリ＝ミーンズの提唱した「所有なき支配」論にたいしては、その後アメリカで多くの論者から批判が加えられたが、そのほとんどは、パーリ＝ミーンズが歴史的傾向として力説した株式所有の分散化という現象が、商業銀行の信託部や保険企業といったいわゆる機関投資家のもとに再集中するといういわば逆転現象が起こっているという事実主張の根拠を置くものである。たとえば「所有なき支配」論をはじめに提唱したパーリは後に『財産なき支配』という著書の中で、機関投資家のもとに株式の所有が集中している事実に注目しているし、⁽²⁾1968年に発表された「パットマン委員会」の報告においても、年金基金等の運用者として最大の機関投資家になっている商業銀行の信託部が、信託財産として所有している株式を武器にして、役員派遣をつうじてその相手企業に多大な影響を及ぼしていることを指摘した。⁽³⁾さらに、この機関投資家のもとへの株式所有の集中の問題に関して、スコットは彼の著書『株式会社と現代社会』（J. Scott, *Corporations, Classes and Capitalism*, Hutchinson of London, 1979, 中村瑞穂・植竹晃久監訳、文真堂、1983年）において、アメリカの株式所有構造の詳細な実証を踏まえて一步論を進めた。彼は、アメリカの企業集団の多くは、特定の機関株主が支配的株主として君臨しているのではなく、複数の機関投資家が星座状に株式を所有することをつうじて、実効的に支配している、といった構造をもっている事を指摘した。

株式所有の分散化傾向という事実に基づいて形成された経営者による「所有なき支配」論を、機

機関投資家への株式所有の集中という新たな傾向を根拠に批判したこれらの主張は、この株式所有の集中から「所有と支配」が再び結び付いていることを明らかにしようとするものである。しかし、機関投資家のもとに集められた資金は、個人の零細な遊休資金の集合体とみなければならない。したがって自然人大株主による所有者支配とは異なり、所有者＝株主の意思が直接的に被投資企業に反映するとは言えない。確かに、機関投資家は運用を委せられた財産の所有者の利害をまったく無視した行動をとることはできないが、それにしても所有者の経営者にたいする規制力はより間接的なものになったとみなければならない。とは言っても、株式所有の機関への集中という新たな事実は「所有なき支配」論を窮地に立たせ、それまでの「経営者支配」論の土台を揺がせたことは確かである。

奥村氏は、このような機関への株式の集中という事実注目しつつ、「財閥解体」以後に形成された日本の企業集団における株式の相互持合といった特殊な現実の分析をつうじて、機関所有と法人所有を明確に区別し、まったく新しい「経営者支配」論を展開した。アメリカの銀行信託部のような機関投資家は、その性格上あくまで顧客である受益者の利益を優先させて株を所有している。そのため投資先の業績が悪化した場合にはその株式を売却してしまい、長期的、固定的に株式を所有することはない。つまり、あくまでも利潤証券として株式を所有しているのである。したがってこの場合のような株式所有が、会社支配の武器になることはあっても、はじめから支配を目的として株式を所有しているわけではない。奥村氏がかかるとの所有の型を「機関所有」と定義した。他方、奥村氏の説く「法人所有」は、戦後の日本で形成された企業集団に所属する巨大企業間における株式の相互持合という事実の分析から導かれている。ここにおける株式所有の目的は、支配証券として長期固定的に株式を所有することをつうじて、企業間の結合関係を深め、また相互支配を確立することにある。そして、この支配証券として株式が法人間で相互持合されていることを基礎にして、その企業集団に所属する企業が、相互に支配し、支配される構造が生み出されてくる。そこにおける経営者は、自分自身は大株主ではないが、他者の大株主の立場に立ち、法人所有に基づいて経営者が相互に他者を支配し、その相互支配の結果、自社を支配するという過程をつうじて「経営者支配」が貫徹している。

以上が、奥村氏の「法人所有に基づいた経営者支配」論の概要である。氏の議論は戦後の日本経済の中核部分を形成してきた企業集団の実態を豊富な事実に基づいて分析した、すぐれた研究であるが、あまりにも実態に引き付けられすぎて、根本的な次元で問題を残しているように思える。「法人所有に基づく経営者支配」論は、「所有なき支配」論が陥りがちな「経営者エリート」論を、もう一度「所有」に引き戻して、それを経営者が利潤追求を第一義とする根拠と位置付けた。しかし、奥村氏は、法人所有に基づいて支配力を獲得した経営者が利潤追求を第一義の行動原理とする根拠を、経営者の個人大株主への忠誠から「法人としての会社への忠誠」への移行という、あいま

いな言葉で表現している。

そもそも、所有に基づくか、基づかないかという問題は、経営者の利潤追求の根拠をめぐって提出されたものである。所有者＝株主の私的所有者としての性格から生ずる致富欲が、その支配下にある経営者に利潤の追求を強いるというなら、それはそれで判りやすい。また、株式所有が分散し、所有が支配に直結しなくなったから、経営者に利潤追求を第一義とさせる強制力は消滅した、というのならこれも根本的な問題を孕んでいるが、一応は理解できる。しかし奥村説では所有者は法人である。つまり、奥村説で経営者が利潤追求を第一義の行動原理とする根拠を説明するためには、法人が致富欲を持っている事を論証しなければならないのではなからうか。結論をやや先取りして言えば、資本主義経済の運動の中心に位置する資本についての定義付けを欠いたまま、いきなり現実の企業を考察の対象にしたため、経営者を資本の運動の担い手とみる視点が欠け、所有の問題を分析の対象として引き戻しながらも、日本の経営者の利潤追求の根拠を、「企業にたいする忠誠心」といったあいまいな言葉でしか表現できなかったのではないだろうか。日本の巨大企業の専門経営者の中には、主観的には企業にたいする忠誠心で活動している者もいるだろうが、しかし我々は彼らの意識の背後にあって、彼らの行動を規定するところの「原則」を解明しなければならない。

注 (1) バーリ＝ミーゼの「所有なき支配」論の系譜に属するものとしては、バーナムの『経営者革命』(J. Burnham, *The Managerial Revolution, What is happening in the World*, Harmondsworth, Penguin, 1941, 武山泰雄訳, 東洋経済新報社, 1965年)やガルブレイスの『新しい産業国家』(J. K. Galbraith, *The New Industrial State*, London, Hamilton, 1967, 都留重人訳, 河出書房新社, 1968年)等がある。なお正木久司氏の『株式会社支配論の展開〔アメリカ編〕』(文真堂, 1983年)はアメリカにおける「経営者支配論」の系譜が網羅的に整理されている。

(2) 同上 124-132 ページ。

(3) Staff Report for the Subcommittee on Domestic Finance of Committee on Banking and Currency, House of Representatives, *Commercial Banks and Their Trust Activities: Emerging Influence on the American Economy*, Washington, 1968, 志村嘉一訳『銀行集中と産業支配——パットマン委員報告——』東洋経済新報社, 1970年。

(4) 奥村 宏「株式会社と『所有と支配』の概念 (1)」(総合研究開発機構編『21世紀の日本の株式会社像』東洋経済新報社, 1985年), 114 ページ。

III 「所有者＝株主支配」論の検討

この説を主張する論者は、「経営者革命」論や、それと同じ系列に属している西山忠範氏に代表される「資本主義崩壊論」⁽¹⁾にたいして、株式所有の分散化が進行したり、株式所有の機関、法人への集中という現象が起こっていても、現代社会は依然として私的所有に基づいた致富欲を中心とした社会であることに変わりはなく、その中において、専門経営者も利潤追求を職業とすることを所有

者 = 株主から要請されている、と主張している。つまり、たとえ株式所有が分散したり、機関、法人のもとに集中し、自然人株主の一人当りの持株比率が減少しても、私的所有者としての性格を持っている個人株主が存在している限り、彼ら株主が究極的に経営者の行動を規制する、という関係は残るはずであるという主張である。

「所有者 = 株主支配」論は、専門経営者が利潤追求を超えて「より広い視野」に立って行動すると説く「経営者革命」論にたいして、専門経営者は私的所有者 = 株主の「番頭」であり、そのことが専門経営者を利潤追求に向かわせる根拠であるとして、本稿の課題である「専門経営者がなぜ利潤追求を第一義とするのか」という問題に一つの解答を与えている。

しかし、現代日本の場合、自然人株主の持株比率は 30% を下回っているし、その一人一人は群小と言ってもよい程の存在である。そのような状況下にある自然人株主の私的所有者としての性格、すなわち致富欲が、専門経営者を利潤追求に走らせる主要因であると考えるのは、かなり困難なことであると言わなければならない。本来、株式会社制度は 19 世紀のイギリスで普及していく過程で、広範な階層のもとに蓄積された遊休資金を動員するという性格を持っていた。今日においても、群小株主の所有している株式は、配当や株価差益を求めただけの、支配を目的としない無機能化した持分とみるべきである。かかる無機能化している群小株主の集合が、経営者を支配していると考えるのは無理ではないだろうか。

また、この主張は、個人株主が一定の割合で存在することを重視するものである以上、機関、法人に株式の所有が集中することは、さし当り問題とならないのは当然であろう。

このようにみえてくると、「所有者 = 株主支配」論では、専門経営者が利潤の追求を第一義とするのはなぜかという問題には答えられても、その専門経営者による利潤の追求が、もっとも華々しく遂行された「高度経済成長」期を説明しきれないという難点をもっていると言わざるをえない。日本の現実を説明するためには、私的所有に基づく致富欲に加える何かを論理体系の中に持ち込まなければならないと言えるだろう。

「所有者 = 株主支配」論のもう一つの系譜は、「経営者 = 所有者」論と名付けられる一連の主張である。経営者は株式その他の所有者である。したがって企業が利潤を増大させれば、それは直接経営者の収入に反映される。だから、経営者は自分自身の私的所有に基づく致富欲を満たすために利潤追求に邁進するのである。つまり経営者の私的所有に基づく致富欲こそ、彼を利潤追求に向かわせる要因である、という明解な主張である。たとえば、ミルズの『パワー・エリート』(C. W. Mills, *The Power Elite*, New York, 1956, 鶴飼信成・綿貫譲治訳, 東京大学出版会, 1958 年) やコルコの『アメリカにおける富と権力——社会階層と所得分布の研究——』(G. Kolko, *Wealth and Power in America: An Analysis of Social Class and Income Distribution*, London, 1962, 佐藤定幸訳, 岩波書店, 1963 年) は、ロスチャイルド等の旧来の「大富豪」と会社の最高幹部 (=

経営者)が、一つの富裕階層を形成し、彼らが大企業の支配者である、と主張している。つまり、アメリカの巨大企業の専門経営者は、彼らの出自がどうであれ、自らの経営活動の報酬として巨額の収入を取得しており、「富裕階層」の一員となっている。そして彼ら専門経営者自身の私的所有者としての性格こそが、彼らを利潤追求に追い立てる、という明解な論理である。しかし、このような議論は、アメリカの分析をつうじて形成されたものであり、アメリカの現実を説明するうえでは説得力をもっているかもしれないが、日本の専門経営者の利潤衝動を説明しきれぬであろうか。この点に関して「日本経済新聞」が「会社は誰のものか」という特集のなかで興味深い記事を掲載しているので、ここに紹介しておく。

同特集の第2部「支配の構図」の第6回は「力量は別『社長の報酬』(1986年5月31日付)という表題で、日米の専門経営者の収入を比較しながら両者の生活水準の差が予想外に大きいことを示している。まず日本のサラリーマン社長の「フトコロ具合」を示す指標として、東京に本社を置く上場企業40社の社長の自宅の場所を図示している。これによると、「土一升金一升」の都心には手が届かず、神奈川県相模原市や横浜市緑区といった新興住宅地にマイホームを建てる社長が近年増えていることがわかる。これはアメリカのCEO(最高経営者)の年収と比較して日本のサラリーマン社長のそれが桁違いに低いことと、両国の税制の相違に由来すると、同記事は指摘している。ちなみに同記事によれば、アメリカのCEOの1985年度の年収は、第1位で1,274万ドル(1ドル=170円換算で21億6,500万円)、25位でも253万ドル(4億3,000万円)であったのにたいして、日本の社長の平均年収は2,161万円であった。両国の所得税率の累進カーブを考慮すればこの差はもっと広がるであろう。もっとも日本の経営者と較べてアメリカの経営者は、業績が悪化すれば株主や社外取締役から厳しく責任を問われ、自らの地位を保持することが困難となり、日本の経営者ほど安定的な地位にいるとはいえないが、その点を考慮しても両国の経営者の収入の相違は驚くほど大きいとみてよいであろう。

このようにみえてくると、日本の場合、巨大企業の専門経営者に限って言えば、ミルズ達が言うような巨富を得るために経営者は利潤追求に躍起となっている、といった議論が、あまり説得力をもたないと言えるのではないだろうか。

ここまでの検討から明らかになったように、「経営者支配」論は、バーリ=ミーンズ的な「所有なき支配」論にしても、また奥村氏のような「法人所有に基づいた経営者支配」論にしても、企業組織のなかで自立的な地位を確立した経営者が、利潤の追求、換言すれば、資本運動の「合理性」を極限まで追求しようとするのは何故か、という問題に明確な解答を与えることができていないという難点をもっている。また「所有者=株主支配」論は、経営者による利潤追求を、私的所有に基づく致富欲から説明しているが、本稿の課題である、専門経営者が最も「純粹」に利潤を追求しているのは何故か、という問題には十分な解答を与えているとは言えない。

以下では、この点を解明するための準備作業として、経済原論における「資本」および「資本家」の概念を『資本論』を中心として検討してみたい。

注 (1) 西山忠範『支配構造論——日本資本主義の崩壊——』文真堂、1980年、『日本は資本主義ではない』三笠書房、1981年、を参照。

IV 「資本」および「資本家」概念の再吟味

まず最初に、『資本論』第一巻第二篇「貨幣の資本への転化」第一節「資本の一般的範式」でマルクスが説いている「資本」概念を確認しておきたい。本節の冒頭で「貨幣としての貨幣と資本としての貨幣とは、さしあたり、それらの相異なる流通形態によってのみ区別される」(284 ページ⁽¹⁾)として、商品流通には、単純な商品流通すなわち販売から始まって購買をもって終わる $W-G-W$ という循環を描くものと、資本としての貨幣の流通、すなわち購買から始まり販売をもって終る $G-W-G$ の循環を描くものがある、と指摘している。そして前者の $W-G-W$ という循環は、「一商品の極から出発して、他の一商品——すなわち流通から出て消費に帰する一商品の極をもって終結する。だから、消費、欲望の充足、一言でいえば、使用価値がこの循環の窮極的目的である」(288 ページ)とし、他方、後者の $G-W-G$ という循環は「貨幣の極から出発して、ついに同じ極に復帰する。だからこの循環の推進的動機、および規定的目的は交換価値そのものにある。」(同上)として両者の質的な差異を明らかにした。また、この貨幣に始まり貨幣に終る循環は、「その両極の質的、使用価値的差異に負っているのではなく、量的差異に負っている……だから、この過程の完全な形態は $G-W-G'$ であって、この G' は、 $G + \Delta G$ 、すなわち、最初に投下された貨幣額プラス増加分に等しい」(289 ページ)と説き、この過程は価値を増殖させなくては意味を持たないことを示した。さらに「註 10 a」において、かかる価値増殖が一回限りのものとはならず絶えざる増殖運動を繰り返さざるをえない根拠を次のように説明した。「 $G-W-G$ という流通においては、商品と貨幣とは共に、価値そのものの相異なる実存様式として——貨幣は価値の一般的な実存様式として、商品は価値の特殊な・いわばただ仮装した・実存様式として——機能するにすぎない。……価値が、貨幣形態と商品形態との絶えざる変換のもとにその大きさそのものを変じ、本源的価値としての自分自身から剰余価値としての自分を打出し、自分自身を増殖するのである。けだし、価値が剰余価値を付加する運動は価値自身の運動であり、価値の増殖つまり自己増殖なのだから。価値は、それが価値であるがゆえに価値を生むという幽玄な資質を受け取った。それは生きた仔を生む、あるいは金の卵を生むのである。」(294-295 ページ)。

以上の引用からも明らかなように、マルクスは、「資本」を貨幣に始まり貨幣に終るが故に増殖を至上命令とされた「自己増殖する価値の運動体」と規定しているのである。

次にマルクスが「資本家」の概念を規定している箇所をみておこう。『資本論』第一巻第七篇「資本の蓄積過程」第二十二章「剰余価値の資本への転化」第三節「剰余価値の資本と収入とへの分割。節欲説」において、マルクスは「資本家は人格化された資本」(921 ページ)と規定し、その次のパラグラフでは、資本家の致富衝動を、貨幣蓄蔵者のそれは、個人的狂望であるのにたいして、「資本家の場合には社会的機構——そこでは彼は一個の動輪にすぎない——の作用である。さらに、資本制的生産の発展は、一産業的企業に投下される資本の絶えざる増加を必然たらしめ、そして競争は、各個の資本家にたいし資本制的生産様式の内在的法則を外的な強制法則として押しつける。」(922 ページ)と説いている。

このようにマルクスは、資本とは「自己増殖する価値の運動体」であり、資本家はかかる資本が人格化したものである、と原理的に規定している。そして資本の人格化したものとしての資本家の剰余価値、利潤を求める欲求は、彼の個人的欲望の充足というよりは、資本制的生産様式の内在的法則に規定されたものであり、個人的欲望を犠牲にしての価値増殖こそが資本家の目的であることを明らかにしたのである。つまり、マルクスは、資本を私有財産一般と区別して「価値の運動体」であることを解明し、資本の人格化したものとしての資本家の致富欲も、私的所有者のそれと区別して、外的に強制された利潤の追求にあることを明らかにしているのである。

資本は労働者にたいしては、労働力商品の購買者として主体性を発揮できるが、「自己増殖する価値の運動体」というその性格に規定されて、利潤に、言い換えれば価値法則——より具体的には景気循環の法則——に従属している。個別資本が極大利潤を追求しても競争の過程で、結局は平均利潤しか獲得できないごとくである。資本家はかかる資本が人格化したものであり、原理的には、所有とさし当り距離を置いて利潤追求を至上命令として与えられているのである。私的所有に基づく致富欲は、ある場合には、資本家による「純粹」の利潤追求を阻害する要因ともなりうると言ってもよいだろう。

原理的にこのように定義付けられた資本家像と、巨大株式会社における専門経営者の関係を次に検討してみたい。

注 (1) 『資本論』からの引用ページは、長谷部文雄訳、青木書店のものである。

V 株式会社形態の導入による変容

ここでは「IV」で検討した「資本」および「資本家」概念の原理的な規定を基準にして、具体的な諸企業形態における所有者（株式会社では株主）と経営者の関係、および専門経営者の機能・性格を検討してみたい。

まず第一に、資本主義の初期の段階に支配的であった個人企業形態においては、所有者と経営者が同一人格であるか、あるいは所有者が経営者を雇用しているかのどちらかであるから、そこにおける「所有、経営・支配」関係は明瞭である。所有者と経営者が同一人格の場合は、当然のことながら、所有者が一元的に企業を支配しているのであり、所有者支配の最も単純な型と言える。また、自然人の所有者が有能な他者を経営者として雇用する場合においても、最終的な支配権が所有者に帰属していることに何ら変りはない。しかし、その個人企業の所有者が私的所有に基づく個人的な致富欲のとりこになって、また誰からも制約されないからそうなる可能性は大であるが、価値増殖に励まず個人的な悦楽にふけるような場合には、彼は厳密な意味での資本家とは言えないだろう。もっとも個人企業であるがゆえに所有者が、致富欲を満たすために強引な利潤追求に励むことも十分想定できるが、上述した点を確認しておく必要はあるだろう。

次に、初期の株式会社において多数を占めていた、自然人大株主が支配的株主として君臨している場合、そこにおける「所有、経営・支配」関係はどう理解すればよいだろうか。この場合には、経営者は個人企業形態の場合と同様にあくまでも所有者に雇われた「番頭」としての地位にある。また、支配的株主の他に株式を所有している群小株主は、基本的には奥村氏の言う「利潤証券」として株式を所有しているのであり「無機能化」していると考えなければならない。しかがって、支配は大株主のもとに一元化されているとみてよいだろう。しかし、この場合にも次の点に留意しておかなければならない。すなわち、大株主は所有者であるがゆえに、「純粹」に利潤を追求する資本家としてのビヘイビアをとるとは限らないという点である。このことは半面では、大株主に雇用されている経営者は私的所有者としての株主の利害で動くのではなく、あくまでも「資本の運動の担い手」として行動することを資本という組織自体から要請されていることを示すものである。しかし「番頭」としての性格上、大株主の個人的な致富欲によって「資本運動の担い手」としての「純粹」な利潤追求を制約される余地を残しているとみなければならない。

資本規模が一層拡大して、株式所有の分散化が進行している場合の企業においては、経営者は、より「純粹」に利潤追求に邁進できる条件を与えられたと言えるだろう。なぜならば、ここでは、一方で私的所有者としての性格を備えつつ大きな支配力を持っている自然人大株主は消滅し、また先に述べたように、それ以外の群小株主は経営者にたいする支配権は、はじめから放棄していると考えられるから、経営者は私的所有者による個別的影響から相対的に自立して、会社（＝資本）組織の本来的目的である利潤の追求をより「純粹」な形で行うことが可能になっているからである。しかし、ここでも業績の悪化によって配当率が低下したり、株価が下落し株主の利益を損ねる事態を招いた場合には、群小とはいえ私的所有者の性格を備えた自然人株主の集団が、株式の売却という方法でより消極的ではあるが、経営者の活動に一定の影響を与えることができる。だが、株主の経営者にたいする影響力はそれ以前に比較して決定的に後退し、経営者の自立性は一層高まったと

みなければならない。

最後に、戦後の「高度経済成長」期以降の日本で顕著にみられるように、株式所有が法人に集中し、しかも企業集団を形成している諸企業間で、株式が相互に持合されているような場合の、株主と経営者の関係はどのように理解すればよいだろうか。ここで再び、この問題の先駆者である奥村宏氏の所説を検討する形で筆者の考えを述べてみたい。奥村氏は、「利潤追求を目標とすることをホンネとし、そしてタテマエとしているのは資本主義社会における私的企業だけ⁽¹⁾」であり、そのように性格付けられた私的企業 = 法人が大株主である、という点と、「支配とはあくまでも意思を持った者による行為であり、したがって、それはあくまで自然人でなければならない⁽²⁾」という主張を結び付けて、経営者が法人を代表して利潤を追求する、という説を提唱している。

すでに本稿の「Ⅱ」で問題とした点であるが、奥村氏は、「利潤追求を目標とすることをホンネとし、そしてタテマエとしているのは資本主義社会における私的企業だけ」であるのは何故かという問題は設定せずに自明のこととして議論を組み立てている。氏は「私的個人所有」と「私的法人所有」を区別しているが、「私的個人所有」の場合には、私的所有者の個人的致富欲から、なぜ利潤を追求するのかという疑問に答えることができても、個人株主がその地位を後退させて、法人が大株主として存在している巨大株式会社が利潤追求を第一義としているのは何故かという疑問には、私的所有に基づく致富欲では説明できないのではないだろうか。法人自体の致富欲がどこから生じて来るのかという問題を設定することなしには、「経営者が法人を代表して利潤を追求する」根拠を論証したことにはならないと言わざるをえない。

資本とは、私有財産一般を超えて、「自己増殖する価値の運動体」であり、価値増殖を外的に強制されている組織体である。そして資本の人格化したものとしての資本家が、自らに与えられた利潤追求という職務を「純粹」に遂行するためには、私的所有の個別的制約から解放されていなければならない。このような条件は、現実の株式会社形態の中では、私的所有者すなわち自然人株主の支配が最も後退している状況、つまり株式所有が法人のもとに集中している現代日本の場合にこそ、十全に与えられている。日本の巨大企業の専門経営者が、資本の人格化したものとしての資本家の職務である利潤追求を、最も「純粹」に遂行できる環境を与えられている、と言えるのではないだろうか。換言すれば、日本の巨大企業の専門経営者が、原理的に規定されている資本家像に最も近似している、と言ってもよいのではないだろうか。

注 (1) 奥村「法人化による株式会社の変貌——会社本位体系の崩壊——」（総合研究開発機構編『21世紀の日本の株式会社像——「所有と支配」からみた分析——』東洋経済新報社、1985年）105ページ。

(2) 奥村「現代日本の大企業経営者」（『経済理論学会年報』第15集、1978年）37ページ。

VI む す び

バーリ＝ミーンズ以来、企業の経営者の活動を利潤追求に集約させているのは、彼の背後にあって企業を支配している株主の致富欲であると考えられてきた。そのため、株式所有の分散が進行し、支配的大株主がその地位を失うと、経営者は利潤追求を超えて「より広い視野」から活動するといった、いわゆる「経営者革命論」の台頭を許してきた。しかし、政治的・経済的な好環境に助けられて、企業が、そして経営者が脇目も振らずに利潤のみを追求することによって実現した戦後の「高度経済成長」は、自然人株主の支配力が著しく後退している状況下で進展していったものであった。そのために、専門経営者が利潤追求を第一義とするのはなぜか、という問題に答えを出すことが新たな課題として登場した。本稿は、資本とは「自己増殖する価値の運動体」であり、資本家とはかかる「資本が人格化」したものである、という原理的な規定を手掛として、この問題に取り組んだものである。そして、私的所有者の致富欲がより「純化」されたものが資本家による利潤追求であり、ある場合には、私的所有者の致富欲は資本の人格化したものとしての資本家の利潤追求を制約することもありうる、という想定のもとに、逆説的な表現であるが、私有財産性を基礎とする社会において、企業の専門経営者は、私的所有者＝株主の個別的制約から自由になるにつれてより純粋に利潤追求という職務を全うできるという結論が導かれた。

「高度成長」や、石油危機への対応過程にみられる日本経済の良好なパフォーマンスの実現が、すべて、これで説明できるとは考えていないが、その一要因に加えることは可能ではないだろうか。